

産業廃棄物処分業許可証

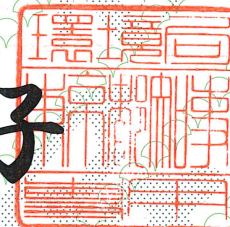
住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目1番11号

氏名 日盛運輸株式会社
代表取締役 宇田川 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 3 月 23 日

許可の有効年月日 令和 11 年 3 月 22 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破碎分離：廃油、廃プラスチック類、金属くず (以上3種類)

圧縮：金属くず (以上1種類)

圧縮・梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (以上5種類)

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス

くず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上7種類)

溶融：廃プラスチック類 (以上1種類)

(処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都江戸川区東葛西三丁目17番26号

(2) 東京都江戸川区東葛西三丁目17番23号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 21 年 3 月 23 日 新規許可

令和 6 年 3 月 23 日 更新許可 第 3 回

令和 7 年 3 月 28 日 変更届 破碎機の入替え

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

都認定番号:4-22-C0081

産廃エキスパート



(裏面)

許可番号 第 1 3 - 2 0 - 0 0 1 5 3 9 号

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地: 東京都江戸川区東葛西三丁目 1 7 番 2 6 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破砕分離 (注1)	廃油	-----	0.55 (t/日)	平成21年12月1日	-----	-----
	廃プラスチック類	-----				
	金属くず	-----				
破砕分離 (注2)	廃油	-----	0.51 (t/日)	平成21年12月1日	-----	-----
	廃プラスチック類	-----				
	金属くず	-----				

(注1) 廃スプレー缶類、廃ライターに限る。

(注2) 廃スプレー缶類に限る。

(2) 施設所在地: 東京都江戸川区東葛西三丁目 1 7 番 2 3 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず (スチール缶に限る。)	3.84 (t/日)	-----	平成26年11月11日	-----	-----
圧縮	金属くず (アルミ缶に限る。)	1.30 (t/日)	-----	平成26年11月11日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類	2.96 (t/日)	3.07 (t/日)	平成26年11月11日	-----	-----
	紙くず	-----				
	木くず	-----				
	繊維くず	-----				
破 砕	ゴムくず	-----	4.16 (t/日)	令和7年3月23日	-----	-----
	廃プラスチック類 (注3)	3.99 (t/日)				
	紙くず	-----				
	木くず	3.74 (t/日)				
	繊維くず	-----				
	ゴムくず	-----				
破 砕	金属くず (注3)	3.84 (t/日)	24,000 (本/日)	令和6年2月1日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (注3)	4.37 (t/日)				
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (注4)	-----				
破 砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (注4)	-----	1,440 (本/日)	平成30年12月1日	-----	-----
破 砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (注5)	8.00 (t/日)	-----	平成28年11月16日	-----	-----
破 砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (注5)	8.00 (t/日)	-----	平成28年11月16日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類 (注6)	0.23 (t/日)	-----	平成25年1月22日	-----	-----

(注3) 廃OA機器、廃小型家電を除く。

(注4) 廃蛍光灯、廃H I Dランプ、廃放電ランプ (いずれも水銀使用製品産業廃棄物) に限る。

(注5) 空き瓶に限る。

(注6) 発泡スチロールに限る。

(以下余白)